

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年1月20日)

## 【件名】

- とっとり若者自立応援プラン改訂（案）に係るパブリックコメントの実施結果について  
（子育て王国課）・・・2
- 児童死亡事案に対する児童相談所及び児童養護施設の体制強化について  
（家庭支援課）・・・3
- 認可保育施設における不適切行為に係る改善報告について  
（中部総合事務所県民福祉局）・・・7
- 届出保育施設における不適切行為に係る改善報告について  
（西部総合事務所県民福祉局）・・・8

子育て・人財局

## とっとり若者自立応援プラン改訂（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年1月20日

子育て王国課

とっとり若者自立応援プラン改訂（案）について、パブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

### 1 パブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間：令和4年12月21日～令和5年1月16日（27日間）

(2) 意見総数：123件

(3) 主な意見と対応方針

対応の区分：反映する（○）、すでに盛込済（－）

項目	主な意見	対応方針	対応
プラン全体	改訂を重ねているが、「何がか変わったのか」「改訂の理由は何か」を加えてほしい	改訂理由及び改訂内容を記載する。	○
	改訂計画に迅速に対応すること、相談件数などを公表し、現状報告してほしい	計画の推進体制や進捗状況の公表を新たに盛り込む。	○
SNSトラブル防止	近年SNSの普及に伴い若年層のトラブルも顕著となってきた。学校頼みにならず各家庭での対応も必要。	ペアレンタルコントロールの推進やSNSトラブル防止に係る教育・研修・情報提供による未然防止について盛込済。	－
消費者教育の推進	成年年齢引下げへの対応が必要。	学校における出前講座の開催などによる「成年年齢引下げに対応した消費者教育の実施」を盛り込む。	○
子ども・若者の意見の反映	子ども・若者が積極的に意見を言える場が必要。 子ども自身が相談しやすく利用しやすい相談支援の場となるよう、子どもの意見も聴くことが必要ではないか。	子ども・若者との意見交換を行い、子ども・若者が意見を表明する機会を確保することを盛り込む。	○
孤独・孤立への対応	当事者が声を上げられる環境、必要なときに必要な場所と繋がることのできる支援が必要。	SNS相談やアウトリーチを含めた相談・支援体制の整備を充実し、併せてピアサポートや自助グループの育成など当事者の居場所づくりの取組を盛り込む。	○
ヤングケアラーへの支援	当事者と気づいて相談できるのかどうか。手取り足取りの啓発と多様な窓口が必要。 学校以外にも相談しやすい場所（SNS上の相談を含む）を設けるべき。	リーフレットの配布やフォーラム等により理解促進・啓発を図ること、気軽に相談できる電話相談やLINE相談などの体制整備を行うほかオンラインサロンなどの場の提供を盛り込む。	○
支援機関の周知、支援体制の充実	直接対面や電話はハードルが高い。若者は対面や電話でなく、SNSによる相談を望んでいると思う。	「SNSを活用した相談支援の充実」を追加する。	○
	相談支援窓口は、子どもの普段の生活範囲になくてはならない。	子どもや家族に身近な学校などで相談できる体制を整備することを盛込済であり、引き続き取組を推進する。	－
	縦割りでない相談体制の構築が必要。	支援機関の連携による重層的支援ネットワークづくりを盛込済であり、引き続き取組を推進する。	－

### 2 今後の予定

2月上旬 とっとり若者自立応援プラン検討部会で最終案協議

3月中旬 鳥取県青少年問題協議会で最終案報告、プランの改訂（公表）、広報周知

## 児童死亡事案に対する児童相談所及び児童養護施設の体制強化について

令和5年1月20日  
家庭支援課

令和3年8月に児童相談所措置児童が児童養護施設（以下「施設」という。）で死亡した事案について、外部有識者による検証で児童相談所と施設の情報共有や方針統一が不十分なまま進行した児童への対応などが背景にあったことが明らかになりました。検証調査チーム会議から受けた報告書の提言に沿って再発防止のために行っている対策、成果及び予定等について、総括し報告します。

### 1 検証について

施設や児童相談所のこれまでの対応状況など、本事案の経緯や背景等の調査、検証を行い、このような事案が二度と起きないように再発防止のために必要な対策を検討することとし、令和3年10月19日、外部有識者による「児童福祉施設の調査検証チーム会議」を立ち上げた。

関係資料の検証及び関係者からのヒアリングを実施するなど10回開催され、令和4年4月に「児童死亡事案に関する調査検証報告書」が提出された。

#### (1) 関係資料の検証

児童の支援に関わった児童相談所、施設及び学校から、児童に関するこれまでの支援記録など関係資料の提示を求め、その資料等に基づき検証を行った。

#### (2) 関係者へのヒアリング

第5回の検証会議において施設職員、第6回では児童相談所職員のヒアリングを実施した。

[検証会議委員]

委員長 弁護士 大田原俊輔

委員 児童精神科医 竹内亜理子、児童養護施設長 吉田裕治、大学教員 菅田理一、  
臨床心理士 保坂悦子

[検証チーム会議の開催実績]

	開催日	主な議題
第1回	令和3年10月19日	事案の背景、課題の整理、事案の公表の検討
第2回	令和3年11月22日	事案の背景、課題の整理
第3回	令和3年12月24日	事案の原因等の検討
第4回	令和4年1月31日	対応困難児童のリスクの検討
第5回	令和4年2月17日	施設職員のヒアリング
第6回	令和4年2月28日	児童相談所職員のヒアリング、再発防止策の検討
第7回	令和4年3月10日	報告書骨子案の検討
第8回	令和4年3月18日	報告書骨子案のまとめ
第9回	令和4年3月24日	報告書骨子案のまとめ
第10回	令和4年4月5日	報告書案、公表の検討

### 2 公表について

- ・児童相談所及び施設に対して調査検証報告書の説明を行い、再発防止に向けて対策に取り組むこととした。
- ・福祉生活病院常任委員会への報告（10月21日、11月12日）及び社会福祉審議会（11月27日）への報告を行い、1月31日に開催される児童福祉分科会において調査検証報告を行う予定である。
- ・今後、当該児童遺族の了承を得た上で検証報告内容の詳細を公表する。

### 3 再発防止に向けた提言及びその対応

今回の事案発生後及び検証を開始してから改善すべき事項には早急に取り組み、その後も検証会議の内容を踏まえ取り組んできた。

提 言	対 応	自 己 評 価
<b>対応困難児童のリスクについて正しい知識の普及とリスク情報の収集・管理体制の整備</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設職員に対し、定期的に対応困難児童リスク防止の研修を行い、リスク要因に気づくことができる体制の整備</li> <li>施設でリスク要因の存在を集積・管理する体制の整備</li> <li>リスク防止マニュアルの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児相と施設の合同研修を実施（R4. 7～9）、今後も継続実施</li> <li>児相で事案に関する所内検討会を定例実施し、改善策の検討、子どもの言動から想定されるリスクについての学習を実施中（R3. 11～）</li> <li>リスク発言がある児童について、個別に児相の嘱託医に相談し助言を得て対応し、担当職員だけでなく全職員の日誌の共有（R4. 4～）</li> <li>リーフレット作成中（年度内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児相が実施する研修に、新たに「対応困難児童のリスク」をテーマに加え、毎年度特化した研修を実施し、全職員が受講するとともに、施設と合同研修を実施したことで、リスクに関する知識や留意点などについて共通認識が図られた。</li> <li>現在は、困難対応児童のリスクのみならず、施設支援のあり方など、当該事案を通じた課題をテーマに議論を継続中（月1回）。児相の対応の振り返りになる場としても有効であり、来年度も継続実施する。</li> <li>施設内での共有はもとより、現在は、嘱託医からの助言内容等を児相が整理した資料を施設と共有することとしている。文書でのやりとりを加えたことで、認識の相違が生じていないかも確認できるようになった。</li> </ul>
<b>施設と児相との情報共有と協力体制</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>児相が保有している情報を施設に提供</li> <li>児相の児童心理司等からアドバイスが得られる体制の整備</li> <li>児相が施設を積極的にサポートする体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の情報を施設と共有、追加情報の提供（R4. 11～）</li> <li>児童心理司からの助言を行う体制とした。（R4. 6～）</li> <li>入所児童支援、施設運営、施設職員の育成等について児相が施設をサポート強化（R3. 9～）。施設が児童への対応が困難となったときの施設支援検討会（R3. 11）、定期的に児相管内の施設長と課題等を共有する会議開催（R3. 12～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の子どもの様子は概ね共有できているが、施設入所時点で児相が未調査だった内容で後に判明した情報が共有漏れになる傾向（人事異動などの担当者交替が絡むとなおさらその傾向が強くなる）にあるので、来年度に向けて、引継ぎ様式の見直しを行う予定。（様式作成中）</li> <li>児童心理司が相談ケースのこと以外でも施設の要望内容に応じ、助言を実施することで、より施設の実情が見えやすくなった。</li> <li>個別事案への対応のみならず、中長期的な施設運営に関する事など、施設の実情に応じたサポートと必要な助言を継続している。管内の施設長等の情報交換会は、互いの施設事情や課題を共有する場となっており、施設と児相の連携強化の場になっている。</li> </ul>

施設と児童相談所をサポートするための体制		
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が児相の嘱託医を含む外部の精神科医師、公認心理士等からも助言を受けられることができる体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児相の一時保護児に限らず施設内で対応に苦慮する児童について、児相職員も同席の上、施設職員が児相の嘱託医等から助言を受けられる体制とした。(R4. 4～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児相と施設職員が同席の上、嘱託医などの助言を受けられることは継続しており、施設側からの評価は好評である。在宅支援で児相が関与している事案では、市町村などの関係機関にも参加してもらっている事案もある。</li> </ul>
子どもの意見を聞くための体制		
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の立場に立って最もよい結論について児相と交渉できる手続きの保障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県版アドボカシーの本格実施(R5年度)に向け、一時保護児童等への試行を開始(R4. 10～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試行実施中であり、本格実施に向けて課題を整理中であるが、子どもの意見表明を保障する手続きとして、アドボガシーの仕組みは必要であると認識している。</li> </ul>
医療機関との連携、協力体制		
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が求めれば早急に受診ができる協力医療機関との連携体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主治医がいない児童の緊急的医療機関受診について、相談したい場合の相談先として各圏域の協力医療機関・医師について、児童相談所、各施設に周知を図った。(R4. 11)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に活用した事案はまだ生じていないが、相談できる窓口が増えることは有益である。</li> </ul>

#### 4 児童相談所の業務改善、体制強化等について

令和元年の米子児童相談所における施設内性虐待事案、母親逮捕事案（令和4年2月）及び児童養護施設内の死亡事案と重大事案が続けて発生していることを踏まえ、児童相談所職員が児童等の対応に集中できるよう業務改善及び体制強化等について検討している。

##### (1) 業務改善について

＜令和5年度から実施＞

- 児童相談所が実施（H22）する児童福祉施設等指導監査について、家庭支援課を中心に実施する。

＜現在検討中＞

- 児童相談所と施設との情報共有スキームを構築して早期の実施を目指す。
- ICT化する業務の洗い出しを行い、可能な業務から実施する。
- 業務のAI化の可否等含めて検討している。

##### (2) 人材育成について

＜現在検討中＞

- 児童福祉司の専門的な見識だけでなく総合力を高めるため、児童相談所と本庁、市町村及び民間施設への派遣交流も含め、人事交流を拡充する。
- 児童福祉司等の人材育成計画を作成し、その計画に基づく体系的研修を実施する。
- 元児童相談所職員を若手職員の育成やスーパーバイザーとして活用する。

##### (3) 組織・定数について

＜現在検討中＞

- 一人当たりの担当ケース数を勘案して、福祉職の定数増を図る。
- 中部、西部総合事務所との連携強化を検討し、福祉相談センターに3児相連携や困難事案に対応できるセクションを設置する。

#### <参考>鳥取県児童養護施設協議会の取組

鳥取県児童養護施設協議会では、協議会に加入する施設間で職員を派遣する相互コンサルテーションに取組み始めたところ。今後施設全体のレベルアップを図ることを取り組む。

県では、施設の強化を図るため、鳥取県児童養護施設協議会の施設体制強化に係る取組に対して補助を行うことを検討している。

区 分	取組内容
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・他施設の指導職員が別の施設のホーム運営に関するコンサルテーションを実施。(児童間のトラブルの収め方、子どものフォローの仕方など)</li><li>・他施設の指導職員が、別施設のケースカンファレンスに出席、スーパービジョンを実施</li><li>・コロナ禍で2年間中止していた採用年数別の職員研修、交流会を再開し、全体交流では児相職員も参加し業務以外の行事を通じての交流を図った。</li><li>・当該施設を運営する法人が立ち上げた施設改革プロジェクトチームに、外部メンバーとして児童養護施設協議会と児相からも参画し、施設運営における課題等の解決に向けた取り組みを実施 (R4. 10～)</li></ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年度の取組を継続</li><li>・各施設で外部から専門家を招いてケースカンファレンスを通じての施設職員研修の実施</li><li>・施設内における子どものアドボカシーの仕組みづくりを検討し、その際、施設入所中の児童や施設退所後の児童が当事者として検討に参画する。</li></ul>

## 認可保育施設における不適切行為に係る改善報告について

令和5年1月20日  
中部総合事務所県民福祉局

中部総合事務所管内の認可保育施設における不適切行為に対して文書による改善指導を行ったところ、施設から以下のとおり改善報告書の提出がありましたので、その状況を報告します。

### 1 対象施設及び不適切な行為

- (1) 中部総合事務所管内の民間法人が運営する認可保育施設 1 施設
- (2) 確認した不適切な行為

- ・ 1名の職員が少なくとも3年前、2年前、今年度に園児が怪我をしないように注意する場面や園児にしつけを行う場面において、大きな声やきつい言い方で叱責することがあった。
- ・ 他の職員数名も園児に対して強い口調になったり、感情コントロールができず、つきつい言葉が出てしまうことがあった。
- ・ 園長は、大きな声やきつい言い方で叱責する職員がいることを認識していながら、当該職員への具体的な指導を行わなかったとともに、他の職員と情報を共有して他の職員にも注意喚起することはなかった。また、職員が助言し合うことができる職場環境の構築が出来ていなかった。

### 2 施設に対する指導及び施設からの報告

不適切保育事案に対し、令和4年12月14日に文書指導を行い、令和5年1月16日に改善報告書が提出された。

県の指導内容	施設からの報告概要
① 不適切な行為を行った原因検証と課題整理を行い、職員間で共有すること。	・ 園児への指導や言葉かけなど、子どもの人権への認識が職員間で差があったことから、人権をテーマにした研修を早急に行うとともに、今後も定期的に研修を行い職員の意識改革を図っていく。 ・ これまで職員会は正職員のみで開催し非正規職員へは事後報告としており、職員間で情報共有して助言し合う職場環境でなかったことから、令和5年1月からは、これを全員参加に改め、情報の断絶を無くして気軽に話し合える雰囲気づくりを目指す。 ・ 園長は大きな声やきつい言い方で叱責する職員がいることを把握していたが、当該職員へ具体的な指導を行っていなかったことから、今後は職員や保護者から、このような声があった場合には迅速に対応するとともに、これまで以上に職員や園児の日々の様子に目配りしていく。
② 再発防止に向けた取組について検討し、実施すること。	・ 職員全員が、子どもに身体的、精神的苦痛を与えない保育の実施を再認識しているところであり、今後も虐待防止や人権、メンタルヘルスなどの各種研修会を継続して実施するとともに、職員全員が参加して日頃の気づきや悩みを自由に話し合う研修の場を設けることとしている。
③ 今後の取組方針等に係る保護者への説明責任を果たすこと。	・ 12月26日に保護者説明会を実施して行政指導の内容と状況の説明を行ったほか、1月末を目途に取組方針の保護者説明会を開催する予定としている。なお、1月5日から保護者の方が気兼ねなく声を届けることができるよう園の玄関横に「ご意見箱」を設置している。

### 3 今後の対応

園は、県からの指導文書を踏まえて、改善に向けて真摯に対応していることから、県は、改善報告書の取組を継続的に確認し、助言指導を行っていくこととする。

なお、継続的に確認する中で、取組が不十分である場合や改善の効果が見られないと判断した場合には、再度の改善指導や児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告又は改善命令を行うことを検討する。

## 届出保育施設における不適切行為に係る改善報告について

令和5年1月20日  
西部総合事務所県民福祉局

西部総合事務所管内の届出保育施設における不適切行為に対して文書による改善指導を行ったところ、施設から以下のとおり改善報告書の提出がありましたので、その状況を報告します。

### 1 対象施設及び不適切な行為

- (1) 西部総合事務所管内の民間法人が運営する届出保育施設 1 施設
- (2) 確認した不適切な行為

- ・施設主催運動会のリレーにおいて、園児がふざけて走ったこと等に対し施設長が園児3名の頭を手で押した。その後、法人代表者が園児1名を他の園児の前に出し、大きな声で叱責し謝らせた。
- ・運動会以外の保育現場においても、園児への指導・しつけという認識で、園児の頭をはたく、手を強く引っ張る、倉庫と一緒に入るといった行為を施設長又は園長が行ったことがあった。

### 2 施設に対する指導及び施設からの報告

不適切保育事案に対し、令和4年11月30日に文書指導を行い、令和5年1月4日に改善報告書が提出された。

県の指導内容	施設からの報告概要
①不適切行為を行った原因検証と課題整理を行い、職員間で共有すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 園職員による職員会議を複数回開催。園職員に対して今回の経緯を説明、報告、謝罪し、今後の対応の協議を重ねた。また、第三者委員を通じるなど、保護者の意見等の確認も実施。</li> <li>② 原因検証の結果は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・園行事である運動会で園児の成長した姿や結果を求めすぎ、リレーのやり直しをするに当たり、園幹部など園児に関わる者の感情が高ぶり冷静な判断ができず、不適切事象が発生した。これらは決して許されることではなく、当事者の園児、その場にいた園児に大変申し訳ないことをした。</li> <li>・倉庫と一緒に入るなどの行為は、園児の気持ちの高ぶりを抑えるためであったが、入った場所や対応について一人で判断をしたことに問題があった。</li> </ul> </li> <li>③ 職員間の意見交換やセルフチェックを通し、虐待の捉え方の再認識、園幹部が冷静な判断ができていない状況が生じたことから、子ども達への適切な指導を統一し、安全な保育を提供できるよう努める。</li> </ol>
②再発防止に向けた取組について検討し、実施すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 職員の研修受講とセルフチェック <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切行為を行った職員をはじめ、職員が外部の研修を受講。今後も継続して参加。</li> <li>・職員のセルフチェックは定期的実施(内容の見直しを検討中)。職員面談等を行い、その評価・助言を行う。</li> </ul> </li> <li>② 園の職員による「不適切な保育対策委員会」の設置(令和4年12月3日) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「不適切な保育対策委員会」を設置し、具体的な取組内容を意見交換しながら進めるため定期的開催し、今後の取組に向けた検討を行っている。</li> </ul> </li> <li>③ 保護者の意見を受け取る仕組みの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該クラスの保護者会を11月5日に立ち上げ、第三者委員の方が保護者の代表となつなぎ役となり、何かあれば園に連絡が入る。保護者会は、来年度以降、全クラスに立ち上げてもらう。</li> <li>・園内に保護者等からの意見を自由に入れてもらう「意見箱」の設置や自由に保育を保護者等に見学してもらうフリー参観を実施。</li> <li>・保護者の方が意見を伝えやすくなる手法を更に考える。</li> </ul> </li> </ol>
③今後の取組方針等に係る保護者への説明責任を果たすこと。	<p>当該クラスの保護者をはじめ、11月5日に全保護者向けの説明会を実施し、経緯の説明と謝罪を行い、今後の取組についても説明。来年度入園内定者へも面談時に不適切行為や今後の園の対応について個別に説明した。</p>

### 3 今後の対応

当該園に対しては、報告受領後、1月16日に聞き取り調査を実施した。本報告のとおり県の指導事項に対して対応を進めており、改善方針について保護者からは理解を得ている。また、今後も保護者会や第三者委員を経由するなどして保護者が園に対して意見を言いやすい環境づくりもされている。

県は、現時点において、再度の改善指導、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告及び同条第4項に基づく公表の措置は行わない。再発防止策が継続的に取り組まれるよう、継続的に取組の状況確認、助言指導や情報提供を行うこととしているが、取組が不十分である場合や改善の効果が見られないと判断した場合には、改善指導、改善勧告等を行うことも検討する。